

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第12回）
（書面開催）

配布資料一覧

令和6年9月25日（水）

配付資料：

- 資料1 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領の一部改正
（案）
- 資料2 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について
（製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号（案））
- 参考資料1 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領の一部改正
（案）（改正履歴付き）
- 参考資料2 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及
び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定め
る省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
運営要領

平成31年3月26日
令和4年5月25日一部改正
令和4年7月1日一部改正
令和6年〇月〇日一部改正

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成30年12月25日閣議決定)に基づき、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下、「協議・連絡会」という。)の組織及び運営に関し、次のように定める。

(目的)

第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生を抑止に貢献することを目的とする。

(組織)

第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
- 二 法務省、外務省、厚生労働省及び国家公安委員会(以下「制度関係機関」という。)
- 三 工業製品製造業分野(以下、「製造業分野」という。)の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関

- 四 地方公共団体、経済団体その他の団体（前号に該当する機関を除く。）であって、協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの
- 2 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして協議・連絡会に加えることができる。
- 3 経済産業省は、協議・連絡会の構成員の名簿を経済産業省ホームページにおいて公表するものとする。

（構成員の義務）

- 第三条 前条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対する協力を行うこと
- 二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第2条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること
- 2 前条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び調査に協力するよう、努めるものとする。

（主宰）

- 第四条 協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が共同で主宰する。
- 2 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は会務を総理し、協議・連絡会を代表する。

- 3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に事故その他やむを得ない事情があるときは、経済産業省大臣官房審議官（雇用・人材担当）がその職務を代理する。

（事務局）

第五条 協議・連絡会の庶務は、経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課、商務・サービスグループ消費・流通政策課が共同で処理し、製造産業局金属課、素材産業課、生活製品課、産業機械課、素形材産業室、商務情報政策局情報産業課及び商務・サービスグループ文化創造産業課がこれを補助する。

（会議の招集）

第六条 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
- 3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

（協議・連絡等）

第七条 協議・連絡会は、製造業分野の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れ状況、課題及び不正行為の状況並び
対応策
 - 二 特定技能外国人受入れに係る優良事例
 - 三 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中
して就労することを防止することに資する措置
 - 四 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置
 - 五 その他特定技能外国人の適正な受入れ及び外国人保護に資す
る情報及び取組
- 2 会議において、構成員は、オブザーバーの意見を求めることが
できるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第八条 会議は、原則として公開とする。ただし、経済産業省製造
産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が、会議
の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないとする場合は、この
限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、経
済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審
議官は、議事を公開しないこととした理由を公開するものとし
る。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権
利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるお
それがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に
損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場
合は、この限りでない。

(分科会の開催)

第九条 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サ
ービス審議官は、製造業分野及び地域における人手不足の状況そ
の他の製造業分野の特定技能に係る在留制度を取り巻く状況を踏
まえ、協議・連絡会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
 - 二 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が参加を依頼する制度関係機関
 - 三 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が指名する者（第2条第1項第3号又は第4号に該当するものとして協議・連絡会の構成員となった者に限る。）
- 3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして分科会に加えることができる。
 - 4 分科会は、第7条に掲げる事項について協議を行うことができる。ただし、軽微な事項を除き、協議・連絡会において協議を整える。
 - 5 分科会を置く場合、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、この運営要領とは別に、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者がその他の分科会を開催するために必要な事項を定めることができる。
 - 6 第6条及び前条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官」とあるのは「経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者」と読み替えるものとする。

（入会）

第十条 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第1項第3号又は第4号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならない。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者は、第2号に掲げる事項を届け出ることを要しない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定技能外国人を勤務させる事業所及びその住所並びにその事業所で行う産業の分類（製造業分野に該当する産業に限る。）
 - 三 その他別に定める申請様式で定める事項
- 2 第2条第1項第3号に掲げる者は、前項の届出の際、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号イからワのいずれにも該当しない旨の申出書及び第3条第1項の規定を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。
 - 3 第2条第1項第3号に掲げる者のうち、上乘せ基準告示第2条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じているものとする。
 - 4 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、次に掲げる場合には、第1項の届出を行った者（第2条第1項第3号に掲げる者に限る。）が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。
 - 一 第1項の届出を行った者に係る特定技能外国人を勤務させる事業所において、製造業分野に該当する産業を行っていないと認めるとき
 - 二 第1項の届出を行った者が、第14条第1項第1号から第3号のいずれかに該当するものとして同項の規定により除名された日から一年を経過しない者であるとき
 - 5 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、協議・連絡会の目的に鑑み、第1項の届出を行った者（第2条第1項第4号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会の構成員とすることが著しく適当でないと判断した場合には、第1項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

(変更)

第十一条 協議・連絡会の構成員は、前条第1項の規定により事務局に届け出た事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

(構成員資格の更新)

第十二条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、毎年度、事務局が行う構成員資格の更新の意思の確認に対し、更新の意思を表示することをもって、その構成員資格を更新するものとする。

- 2 前項の表示を行わない者は、その構成員資格を失う。
- 3 事務局は、構成員に対するその他の事項の調査等と合わせて、第1項の確認を行うことができる。

(退会)

第十三条 協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、製造業分野の特定技能外国人を現に雇用している特定技能所属機関は、当該特定技能外国人を雇用する間、退会を届け出ることとはできない。

(除名)

第十四条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

- 一 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第4号イからワのいずれかに該当することとなったとき

- 二 第3条第1項の規定に違反したとき
 - 三 不正の手段により構成員になったとき
 - 四 事業内容の変更等により、第10条第1項の規定に基づき届け出た同項第2号に掲げる事業所（第11条の規定により変更の届出をした場合にあつては、当該変更後の第10条第1項第2号に掲げる事業所）の全てにおいて、製造業分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 2 第2条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。
- 3 第1項の規定により、第2条第1項第3号に該当するものとして構成員になった者を除名した場合であつて、事務局が特定技能外国人の適正な受入れ及び保護のために特に必要と認めるときは、除名した事実を直ちに法務省に報告するものとする。

（協議・連絡会と制度関係機関の連携）

第十五条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

（雑則）

第十六条 協議会は、必要に応じて、本要領の規定の見直しを行う。

- 2 前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局において別途定める。

事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について（案）

令和6年〇月〇日

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「上乘せ基準告示」といいます。）第3条第1項第2号で定める「協議会において協議が調った事項」並びに令和6年3月29日の特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更に伴う整理を踏まえ、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」といいます。）の入会要件は、以下のとおりとします。

○「中分類11 繊維工業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類11 繊維工業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、経済産業省が別に定める審査事項に則り、次に掲げる事項を全て満たしていることとします。
 - 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
 - 二 勤怠管理を電子化していること
 - 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
 - 四 特定技能外国人の給与を月給制とすること
- ・また、上記事項を満たしていることの確認は、協議会事務局（以下「事務局」といいます。）により行うこととしますので、協議会への入会手続を行う際は、事務局より上記事項を満たしていることの確認を受けてください。
- ・なお、上記事項は、協議会の構成員であろうとする間及び同構成員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに協議会に連絡願います。また、毎年度、協議会構成員資格の更新の際に、事務局にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、協議会から除名する可能性がありますので御注意ください。

○「中分類15 印刷・同関連業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していることとします。
- ・協議会への入会手続を行う際は、事前に上記いずれかの団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しを入会手続時に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、協議会の構成員であろうとする間及び同構成員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに協議会に連絡願います。また、毎年度、協議会構成員資格の更新の際に、事務局及び上記団体にて上記事項の遵守状況を

確認し、遵守されていないことが判明した際は、協議会から除名する可能性がありますので御注意ください。

○「小分類 484 こん包業」に係る産業を行っている事業所

- ・「小分類 484 こん包業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、日本梱包工業組合連合会に所属していることとします。
- ・協議会への入会手続を行う際は、事前に上記団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しを入会手続時に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、協議会の構成員であろうとする間及び同構成員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに協議会に連絡願います。また、毎年度、協議会構成員資格の更新の際に、事務局及び上記団体にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、協議会から除名する可能性がありますので御注意ください。

以上

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
運営要領

平成31年3月26日
令和4年5月25日一部改正
令和4年7月1日一部改正
令和6年〇月〇日一部改正

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成30年12月25日閣議決定)に基づき、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下、「協議・連絡会」という。)の組織及び運営に関し、次のように定める。

(目的)

第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生を抑止に貢献することを目的とする。

(組織)

第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
- 二 法務省、外務省、厚生労働省及び国家公安委員会(以下「制度関係機関」という。)
- 三 素形材・産業機械・電気電子情報関連工業製品製造業分野
(以下、「製造業分野」という。)の特定技能外国人を雇用する

特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の
公私の機関

四 地方公共団体、経済団体その他の団体（前号に該当する機関
を除く。）であつて、協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連
絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

- 2 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サ
ービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオ
ブザーバーとして協議・連絡会に加えることができる。
- 3 経済産業省は、協議・連絡会の構成員の名簿を経済産業省ホー
ムページにおいて公表するものとする。

（構成員の義務）

第三条 前条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者
は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

一 協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要
求、意見の聴取又は現地調査等に対するし、協力を行うこと
ものとする。

二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定め
る省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画
の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特
有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第12
7号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第2条第1項第1
号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、
協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること

- 2 前条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者は、
協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び
調査に協力するよう、努めるものとする。

（主宰）

第四条 協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長、及び商務情報
政策局長及び商務・サービス審議官が共同で主宰する。

- 2 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は会務を総理し、協議・連絡会を代表する。
- 3 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に事故その他やむを得ない事情があるときは、経済産業省大臣官房審議官（雇用・人材担当）がその職務を代理する。

（事務局）

第五条 協議・連絡会の庶務は、経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課、商務・サービスグループ消費・流通政策課が共同で処理し、製造産業局金属課、素材産業課、生活製品課、産業機械課、素形材産業室、及び商務情報政策局情報産業課及び商務・サービスグループ文化創造産業課がこれを補助する。

（会議の招集）

- 第六条 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。
- 2 前項の場合において、経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
 - 3 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
 - 4 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

（協議・連絡等）

第七条 協議・連絡会は、~~素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野~~の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

一 特定技能外国人の受入れ状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策

二 特定技能外国人受入れに係る優良事例

三 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置

四 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置

五四 その他特定技能外国人の適正な受入れ及び外国人保護に資する情報及び取組

2 会議において、構成員は、オブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第八条 会議は、原則として公開とする。ただし、経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が、会議の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないとする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、議事を公開しないこととした理由を公開するものとする。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場合は、この限りでない。

(分科会の開催)

第九条 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、~~素形材・産業機械・電気電子情報関連製~~

造業分野及び地域における人手不足の状況その他の素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の特定技能に係る在留制度を取り巻く状況を踏まえ、協議・連絡会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - 一 経済産業省
 - 二 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が参加を依頼する制度関係機関
 - 三 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が指名する者（第2条第1項第3号又は第4号に該当するものとして協議・連絡会の構成員となった者に限る。）
- 3 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして分科会に加えることができる。
- 4 分科会は、第7条に掲げる事項について協議を行うことができる。ただし、軽微な事項を除き、協議・連絡会において協議を整える。
- 5 分科会を置く場合、経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、この運営要領とは別に、経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者がその他の分科会を開催するために必要な事項を定めることができる。
- 6 第6条及び前条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官」とあるのは「経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者」と読み替えるものとする。

(入会)

第十条 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第1項第3号又は第4号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならない。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者は、第2号に掲げる事項を届け出ることとを要しない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定技能外国人を勤務させる事業所及びその住所並びにその事業所で行う産業の分類（~~素形材・産業機械・電気電子情報関連~~製造業分野に該当する産業に限る。）

三 その他別に定める申請様式で定める事項

2 第2条第1項第3号に掲げる者は、前項の届出の際、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号イからワのいずれにも該当しない旨の申出書及び第3条第1項の規定を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

3 第2条第1項第3号に掲げる者のうち、上乗せ基準告示第2条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じているものとする。

4-3 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、次に掲げる場合には、第1項の届出を行った者（第2条第1項第3号に掲げる者に限る。）が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

一 第1項の届出を行った者に係る特定技能外国人を勤務させる事業所において、~~素形材・産業機械・電気電子情報関連工業製品~~製造業分野に該当する産業を行っていないと認めるとき

二 第1項の届出を行った者が、第14条第1項第1号から第3号のいずれかに該当するものとして同項の規定により除名された日から一年を経過しない者であるとき

5.4 経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、協議・連絡会の目的に鑑み、第1項の届出を行った者（第2条第1項第4号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会の構成員とすることが著しく適当でないと判断した場合には、第1項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

（変更）

第十一条 協議・連絡会の構成員は、前条第1項の規定により事務局に届け出た事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

（構成員資格の更新）

第十二条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、毎年度、事務局が行う構成員資格の更新の意思の確認に対し、更新の意思を表示することをもって、その構成員資格を更新するものとする。

- 2 前項の表示を行わない者は、その構成員資格を失う。
- 3 事務局は、構成員に対するその他の事項の調査等と合わせて、第1項の確認を行うことができる。

（退会）

第十三条 協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の特定技能外国人を現に雇用している特定技能所属機関は、当該特定技能外国人を雇用する間、退会を届け出ることはいできない。

(除名)

第十四条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

一 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第4号イからワのいずれかに該当することとなったとき

二 第3条第1項の規定に違反したとき

三 不正の手段により構成員になったとき

四 事業内容の変更等により、第10条第1項の規定に基づき届け出た同項第2号に掲げる事業所(第11条の規定により変更の届出をした場合にあつては、当該変更後の第10条第1項第2号に掲げる事業所)の全てにおいて、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当する産業を行わなくなったとき

2 第2条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、経済産業省製造産業局長、及び商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

3 第1項の規定により、第2条第1項第3号に該当するものとして構成員になった者を除名した場合であつて、事務局が特定技能外国人の適正な受入れ及び保護のために特に必要と認めるときは、除名した事実を直ちに法務省に報告するものとする。

(協議・連絡会と制度関係機関の連携)

第十五条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

(雑則)

第十六条 協議会は、必要に応じて、本要領の規定の見直しを行う。

2 前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局において別途定める。

○ 経済産業省告示第百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号及び第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項 第二号の基準を定める省令及び特定技能 雇用契約及び一号特定技能外国人支援計 画の基準等を定める省令の規定に基づき 工業製品製造業分野に特有の事情に鑑み て定める基準</p> <p>(特定技能に係る上陸のための条件)</p> <p>第一条 工業製品製造業分野 (以下単に「製造</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項 第二号の基準を定める省令及び特定技能 雇用契約及び一号特定技能外国人支援計 画の基準等を定める省令の規定に基づき 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野に特有の事情に鑑みて定める 基準</p> <p>(特定技能に係る上陸のための条件)</p> <p>第一条 素形材・産業機械・電気電子情報関連</p>

業分野」という。)に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

製造業分野（以下、単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

(特定技能雇用契約の内容の基準)

第二条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び
び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定
める省令第一条第一項第七号の告示で定める
基準は、~~特定技能雇用契約に基づいて外国人~~
~~が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年~~
~~政令第三百十九号。以下「法」という。）別~~
~~表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号~~
~~に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該~~
~~事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号~~
~~（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基~~
~~準として日本標準産業分類を定める件）に定~~

(特定技能雇用契約の内容の基準)

第二条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び
び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定
める省令第一条第一項第七号の告示で定める
基準は、~~出入国管理及び難民認定法（昭和二~~
~~十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項~~
~~に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国~~
~~人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の~~
~~下欄第一号及び第二号に掲げる活動を行う事~~
~~業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号~~
~~（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基~~
~~準として日本標準産業分類を定める件）に定~~

める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 中分類一一一繊維工業

二 小分類一四一一パルプ製造業

三 細分類一四二二一洋紙製造業

四 細分類一四二二二板紙製造業

五 細分類一四二三一機械すき和紙製造業

六 細分類一四三二一塗工紙製造業（印刷用紙を除く）

七 細分類一四三二二段ボール製造業

八 小分類一四四一紙製品製造業

める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

〔新設〕

九 小分類一四五―紙製容器製造業

十 小分類一四九―その他のパルプ・紙・紙
加工品製造業

十一 中分類一五―印刷・同関連業

十二 中分類一八―プラスチック製品製造業

十三 細分類二二二三―コンクリート製品製
造業

十四 細分類二二四二―食卓用・ちゅう房用
陶磁器製造業

十五 細分類二二四三―陶磁器製置物製造業

十六 細分類二一九四―鑄型製造業（中子を
含む）

十七 細分類二三二―高炉による製鉄業

一 細分類二一九四―鑄型製造業（中子を
含む）

〔新設〕

十八 細分類二二二二―高炉によらない製鉄業

十九 細分類二二三二―製鋼・製鋼圧延業

二十 細分類二二三三―熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

二十一 細分類二二三三―冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

二十二 細分類二二三四―鋼管製造業

二十三 小分類二二五―鉄素形材製造業

二十四 細分類二二九一―鉄鋼シャースリット業

二十五 細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）

二 小分類二二五―鉄素形材製造業

〔新設〕

~~二十六~~ 小分類二三五―非鉄金属素形材製造業

~~二十七~~ 細分類二四二二―機械刃物製造業

~~二十八~~ 細分類二四二四―作業工具製造業

~~二十九~~ 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）

~~三十~~ 細分類二四四一―鉄骨製造業

~~三十一~~ 細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業

~~三十二~~ 細分類二四四六―製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）

~~三十三~~ 小分類二四五―金属素形材製品製造業

三 小分類二三五―非鉄金属素形材製造業

四 細分類二四二二―機械刃物製造業

五 細分類二四二四―作業工具製造業

六 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）

〔新設〕

七 小分類二四五―金属素形材製品製造業

業

- ~~三十四~~ ~~細分類二四六一―金属製品塗装業~~
- ~~三十五~~ ~~細分類二四六二―溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）~~
- ~~三十六~~ ~~細分類二四六四―電気めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）~~
- ~~三十七~~ ~~細分類二四六五―金属熱処理業~~
- ~~三十八~~ ~~細分類二四六九―その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）~~
- ~~三十九~~ ~~小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業~~
- ~~四十~~ ~~細分類二四九九―他に分類されない金~~

〔新設〕

- 八 細分類二四六二―溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
- 九 細分類二四六四―電気めつき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
- 十 細分類二四六五―金属熱処理業
- 十一 細分類二四六九―その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- 十二 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 〔新設〕

~~属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）~~

四十一 中分類二五―はん用機械器具製造業
（ただし、細分類二五九―消火器具・消
火装置製造業を除く。）

四十二 中分類二六―生産用機械器具製造業

四十三 中分類二七―業務用機械器具製造業
（ただし、小分類二七四―医療用機械器具
・医療用品製造業及び小分類二七六―武器
製造業を除く。）

四十四 中分類二八―電子部品・デバイス・
電子回路製造業

四十五 中分類二九―電気機械器具製造業（

十三 中分類二五―はん用機械器具製造業（
ただし、細分類二五九―消火器具・消火
装置製造業を除く。）

十四 中分類二六―生産用機械器具製造業

十五 中分類二七―業務用機械器具製造業（
ただし、小分類二七四―医療用機械器具・
医療用品製造業及び小分類二七六―武器製
造業を除く。）

十六 中分類二八―電子部品・デバイス・電
子回路製造業

十七 中分類二九―電気機械器具製造業（た

ただし、細分類二九二二一内燃機関電装品製造業を除く。)

~~四十六 中分類三〇一情報通信機械器具製造業~~

~~四十七 細分類三二九五一工業用模型製造業~~

~~四十八 細分類三二九九一他に分類されない~~

~~その他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）~~

~~四十九 小分類四八四一こん包業~~

~~2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一
号特定技能外国人支援計画の基準等を定める
省令第一条第一項第七号の告示で定める基準~~

ただし、細分類二九二二一内燃機関電装品製造業を除く。)

~~十八 中分類三〇一情報通信機械器具製造業~~

~~十九 細分類三二九五一工業用模型製造業~~

〔新設〕

〔新設〕

は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 細分類二一九四―鋳型製造業（中子を含む）
- 二 小分類二二五―鉄素型材製造業
- 三 小分類二三五―非鉄金属素型材製造業
- 四 細分類二四二二―機械刃物製造業
- 五 細分類二四二四―作業工具製造業
- 六 細分類二四三二―配管工事用附属品製造

- 業（バルブ、ロックを除く）
- 七 小分類二四五―金属素形材製品製造業
- 八 細分類二四六二―熔融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 九 細分類二四六四―電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 十 細分類二四六五―金属熱処理業
- 十一 細分類二四六九―その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- 十二 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 十三 中分類二五―はん用機械器具製造業（

ただし、細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。)

十四 中分類二六一―生産用機械器具製造業

十五 中分類二七一―業務用機械器具製造業（

ただし、小分類二七四―医療用機械器具・

医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。)

十六 中分類二八一―電子部品・デバイス・電子回路製造業

十七 中分類二九一―電気機械器具製造業（た

だし、細分類二九二二―内燃機関電装品製造業を除く。)

十八 中分類三〇一―情報通信機械器具製造業

十九 細分類三二九五―工業用模型製造業

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の
公私の機関の基準）

第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び
一号特定技能外国人支援計画の基準等を定め
る省令第二条第一項第十三号の告示で定め
る基準は、特定技能雇用契約の相手方となる
本邦の公私の機関が次のいずれにも該当する
こととする。

一 「略」

二 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法

別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の
公私の機関の基準）

第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び
一号特定技能外国人支援計画の基準等を定め
る省令第二条第一項第十三号の告示で定め
る基準は、特定技能雇用契約の相手方となる
本邦の公私の機関が次のいずれにも該当する
こととする。

一 「略」

「新設」

一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準
産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第
一号、第十一号又は第四十九号に掲げるも
のを行っている場合にあつては、協議会に
おいて協議が調つた事項に関する措置を講
ずること。

三〜五 「略」

三〜四 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。